

転入・転出届を出された方へ

神奈川県知事の選挙の投票日は令和5年4月9日ですが、最近、二宮町へ転入・転出届を出された方は、その時期により次のとおり投票方法（場所）等が異なりますので、ご注意下さい。

区 分	届 出 等 の 時 期	投 票 の 場 所 等	備 考
二宮町へ転入届を出した方	令和4年12月22日までに転入届を出した方	二宮町で投票できます。	
	令和4年12月23日から令和4年12月30日までに転入届を出した方	(県外からの転入者) 令和5年3月30日以降は二宮町で投票できますが、令和5年3月29日以前は投票できません。 (県内からの転入者) 令和5年3月29日以前は右記のすべてに該当する場合、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村で投票できます。 令和5年3月30日以降は二宮町で投票できます。	前住所地（県外）での投票につきましては、前住所地（県外）にお問合せ下さい。 1 従前住所を有していた市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。 2 令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4ヶ月前）以降に選挙人名簿に登録されている市区町村を転出した方に限ります。 3 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。
	令和4年12月31日以降に転入届を出した方	(県外からの転入者) 神奈川県知事の選挙の投票はできません。 (県内からの転入者) 右記のすべてに該当する場合、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村で投票できます。 (二宮町では、投票できません。)	前住所地（県外）での投票につきましては、前住所地（県外）にお問合せ下さい。 1 従前住所を有していた市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。 2 令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4ヶ月前）以降に選挙人名簿に登録されている市区町村を転出した方に限ります。 3 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。
二宮町へ転出届を出した方	令和4年12月22日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	新住所地で投票できます。（県内の他市町村への転出者に限る）	新住所地(県外)での投票につきましては、新住所地（県外）にお問合せ下さい。
	令和4年12月23日から令和4年12月30日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	(県外への転出者) 神奈川県知事の選挙の投票はできません。 (県内からの転入者) 令和5年3月29日以前は右記のすべてに該当する場合、二宮町で投票できます。 令和5年3月30日以降は二宮町で投票できます。	新住所地(県外)での投票につきましては、新住所地（県外）にお問合せ下さい。 1 二宮町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。 2 令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4ヶ月前）以降に二宮町を転出した方に限ります。 3 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。
	令和4年12月31日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	(県外への転出者) 神奈川県知事の選挙の投票はできません。 (県内の他市町村への転出者) 右記のすべてに該当する場合、二宮町で投票できます。 (新住所では投票できません。)	新住所地（県外）での投票につきましては、新住所地（県外）にお問合せ下さい。 1 二宮町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。 2 令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4ヶ月前）以降に二宮町を転出した方に限ります。 3 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。
二宮町内で住所移転（転居）した方	令和5年3月3日までに転居届を出した方	新住所地の投票所で投票できます。	
	令和5年3月4日以降に転居届を出した方	前住所地の投票所で投票できます。	

※この表は投票日当日を基準としていますので、期日前投票をされる場合等、詳しくは二宮町選挙管理委員会までお問合せ下さい。